

日本分析化学会近畿支部内規

昭和41年7月16日 施行 (昭和41年 8月 9日 理事会承認)
平成13年1月 1日一部改正 (平成13年2月16日 理事会承認)
平成15年4月11日一部改正 (平成15年4月18日 理事会承認)
平成17年7月22日一部改正 (平成17年9月22日 理事会承認)
平成26年4月18日一部改正 (平成27年2月13日 理事会承認)
令和 7年4月18日一部改正 (令和 7年4月25日 理事会承認)

- | | |
|------|---|
| 第1条 | 本支部は、日本分析化学会近畿支部と称し、近畿地方(大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県)在住の日本分析化学会会員をもって組織する。 |
| 第2条 | 本支部に関する規定については、日本分析化学会細則に定めるもののほか、近畿支部規約およびこの内規の定めるところによる。 |
| 第3条 | 本支部は、事務所を大阪市西区靱本町1丁目8番4号大阪科学技術センター内におく。 |
| 第4条 | 本支部は、分析化学に関する学理および技術の進歩向上とその普及を図り、産業の発展に寄与することを目的とする。 |
| 第5条 | 本支部は、前条の目的を達成するため、講演会、講習会、見学会、研究会、セミナー、その他、適当な事業をおこなう。 |
| 第6条 | 本支部に下記の役員をおく。
支部長1, 副支部長2, 次期支部長1, 幹事若干名, 監事2, 支部参与若干名。 |
| 第7条 | 役員は幹事会において選出する。 |
| 第8条 | 1. 役員(監事を除く)の任期は3月より翌々年2月に至る2ヶ年とする。ただし再任を妨げない。
2. 監事の任期は4月より翌年3月に至る1ヶ年とする。
3. 役員は、その任期終了後も次期役員が就任するまで、その職務をおこなう。
4. 役員が辞任するときは、幹事会の同意を得なければならない。 |
| 第9条 | 役員に欠員を生じた場合には、幹事会で協議のうえ、必要あらば、その後任者を決定する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 |
| 第10条 | 支部長、副支部長および幹事は、細則第46条に定められたそれぞれの会務を掌理する。 |
| 第11条 | 監事は会計及び会務を監査する。 |
| 第12条 | 庶務幹事、会計幹事、および常任幹事は、幹事中よりそれぞれ若干名を支部長が委嘱する。 |
| 第13条 | 支部参与は、支部会員のうち、本会の会長、副会長および支部長の経験者および本支部に大きく貢献した役員経験者のうちから選出する。 |
| 第14条 | 支部役員会をわけて、幹事会および常任幹事会とする。 |
| 第15条 | 幹事会は、監事を除く支部役員をもって組織し、支部長が主宰する。但し、監事は、必要に応じて幹事会に出席して意見を述べることができる。 |

- 第16条 幹事会は下記の事項を審議する。
1. 役員の選出
 2. 事業計画および収支予算
 3. 事業報告および収支決算
 4. 内規の改訂
 5. その他、役員会において必要と認めた事項
- 第17条 常任幹事会は、支部長、前支部長、副支部長、次期支部長、庶務幹事、会計幹事、常任幹事および支部所属の本部理事をもって組織し、支部長が主宰し、支部運営の常務にあたる。ただし、監事、支部参与、編集委員は、必要に応じて常任幹事会に出席して意見を述べることができる。
- 第18条 支部長は支部の事業をおこなうため、常任幹事会の議を経て、委員会を設けることができる。委員の委嘱は支部長がおこなう。
- 第19条 本支部の経費は、本部よりの交付金およびその他の収入金をもってこれにあてる。
- 第20条 常任幹事会は、毎年度末にその年度の収支決算について監事の監査を受けた後、幹事会の承認を得なければならない。
- 第21条 本支部に関する細目については、必要に応じて別に設ける規定による。
- 第22条 本内規の変更は、幹事会の議決によっておこない、会長に報告するものとする。
- 付 則 本内規は、令和7年4月18日より施行する。